

## 千葉県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する実施要領

## (目的)

第 1 条 この要領は、千葉県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

## (養成及び認定)

第 2 条 要綱第 4 条第 1 項第 2 号に定めるコーディネーターの養成研修を受講するに当たっては、「千葉県肝炎医療コーディネーター養成研修受講申請書」（様式 1）により知事に対して申請するものとする。

2 要綱第 4 条第 3 項に定める認定証は、「千葉県肝炎医療コーディネーター認定証」（様式 2）によるものとする。

3 要綱第 4 条第 3 項に定める登録名簿は、「千葉県肝炎医療コーディネーター登録名簿」（様式 3）によるものとする。

## (コーディネーターの活動状況の報告)

第 3 条 要綱第 7 条に定める報告は、「千葉県肝炎医療コーディネーター活動実施状況報告書」（様式 4）又はちば電子申請サービスのアンケート様式によるものとする。

## (認定証記載事項の変更等)

第 4 条 要綱第 4 条第 4 項第 3 号及び要綱第 8 条に定める届出並びに要綱第 9 条に定める申請は、「千葉県肝炎医療コーディネーター登録事項変更等届出（申請）書」（様式 5）により行うものとする。

2 前項に定める要綱第 4 条第 4 項第 3 号及び要綱第 8 条の届出を行う場合、既に交付した認定証を返還する。

## 附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 6 日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。